## 保育所(園)・認定こども園の利用に関する確認書

以下の事項をよくお読みください。口にチェックをお願いします。

	確認事項	チェック欄					
1	虚偽の申込みをした場合は内定を取消しとし、明らかになった時には、保 育の利用を解除(退所)します。						
2	申込み後、ご家庭の状況(就労状況・妊娠など)に変更があった場合は、必ずご連絡ください。						
3	入所決定後、保育料を定められた期日までに納付していただきます。						
4	保育料算定のため課税状況を確認する必要があるときは、総務部税務課の 所有する課税情報を取得することがあります。						
5	父及び母以外に扶養義務者がいる場合(祖父、祖母等が児童の扶養主のとき)は、その扶養義務者の市町村民税所得割額と父及び母の市町村民税所 得割を合わせて算定します。						
6	父及び母の収入が103万円を超えない場合(ひとり親世帯では、父又は 母の収入が103万円を超えない場合)で、生計を一にしている者(祖父 母等)がいる場合は、最多収入・納税者を「主たる生計維持者」と定め、そ の者の市町村民税所得割額を父及び母の市町村民税所得割額に合算して算 定します。						
7	保育料は1ヶ月単位です。月の初日に在籍していれば、1ヶ月の保育料がかかります。よって、月の途中に退所されても日割り計算はされません。						
8	保育料が滞納となった場合、督促状・催告状等が交付されるほか、職員が 自宅訪問や電話による催告を行います。また、児童手当からの特別徴収を 行うことがあります。 保育料の収納情報を必要に応じて保育所(園)に提供します。						
9	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請に係る処理見 込み期間等につきましては、4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務 が集中するため審査に時間を要することから、結果は利用調整の結果とと もに令和6年1月下旬頃にお知らせいたします。						
	(出産予定の方) 当 出産要件で入所できる期間は、原則として出産予定月と前2ヶ月、 て 出産(予定)日から8週間後の翌日が属する月末日までです。期間 は 終了後は退所となり、以降継続して入所を希望する場合には、再度 ま 申し込みが必要です。						
10	ま 申し込みが必要です。 る 方 (求職中の方) は 求職中の方は、入所後90日以内に就労証明書を提出してください。入所後90日を超え就労開始とならないときには、退所していただく場合があります。						
	<ul> <li>こ記入くだく場合があります。</li> <li>(転出予定の方)</li> <li>ださい。</li> <li>【転出時期】</li> </ul>						
·1 ·	リーキャリートシェクレイ体部!ナレナ						

込みにあた	こり、上記	記につい	て催認しま	した。		
年	月	日				
		•	保護者(父	)氏名		
		•	保護者(母	)氏名		